

# 人ある限り人権を No.13



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会（事務局）

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722 倉吉市役所企画産業部人権政策課

TEL0858-22-8130/FAX0858-22-8135

E-mail : [douwataisaku@city.kurayoshi.lg.jp](mailto:douwataisaku@city.kurayoshi.lg.jp)

## 部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会第35回総会・学習会

### 部落差別解消推進法の具体化を求めて

2019年五月三十日、午後から倉吉未来中心において、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会第三十五回総会・学習会が開催されました。県内各市町村から百八十八人が参加しました。

開会あいさつで石田耕太郎会長は、「多くの人々の努力によって部落差別解消推進法が制定された。この法の周知と具体化が求められている。その一方で、「部落探訪」をはじめとするネット上における悪質な差別事象とともに、県内でも同和地区を問合わせる行為や差別発言事象などが発生している。このような状況を



石田耕太郎倉吉市長



片岡明幸解放同盟中央副委員長

踏まえ、鳥取県実行委員会として先日、山下貴司法務大臣に「部落探訪」の削除を求める要請行動を行った。今後も推進法を活かしながら確信犯的差別行為に歯止めをかける「差別禁止法」、「人権侵害救済法」の制定を求めている」とあいさつしました。

総会では、昨年度の事業として、五月に開催された第1次中央集会和総会、十月の第二次中央集會、二月の学習会、「部落探訪」の削除を求め鳥取地方法務局長への削除要請及び国会議員への要請行動の取り組み



と会計決算報告が拍手で承認されました。また、事業計画では、山下貴司法務大臣への要請行動などの事業計画、会計予算、2020年度以降の負担金の見直しなどが了承されました。

総会後の学習会では、現在行われている「全国部落調査」復刻版差し止め裁判の現状について、部落解放同盟中央本部副執行委員長であり、裁判の原告団の代表である片岡明幸（4ページに続く）

# 2019年度第1次部落解放・人権政策確立要求中央行動

## 確信的差別行為に歯止めをかける

### 「差別禁止法」及び「人権侵害救済法」の制定をめざそう！



2019年五月二十二日東京・憲政記念館において、2019年度第1次部落解放・人権政策確立要求中央集会が開催され全国から約六百人、鳥取県からは、石田倉吉市長、矢部若桜町長、寺谷智頭町長をはじめ2市6町の自治体関係者、解放同盟関係者など二十五人が参加しました。

中央集会では、組坂繁之中央実行委員会副会長の開会あいさつ、主催者あいさつを佐々木基文高野山真言宗社会人権局長が代読、2016年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)の周知徹底をさらに進め、法律の具体化をめざそうというあいさつがありました。

来賓あいさつでは、自由民主党、公明党、国民民主党、立憲民主党、国民民主党、日本維新の会、沖縄の風など各政党からあいさつがありま



東京・憲政記念館

した。

基調提案は西島藤彦中央実行委員会事務局長が行い、部落差別の実態把握について法務省は、①政府各省

や地方自治体が把握している差別事件の集約。②法務省が独自に本年度全国一万人を対象に抽出方式で意識調査を行う。意識調査は、結婚差別や土地差別など全国共通の項目設定で比較検討が可能なものでなければならぬ。部落差別の実態を正確に把握できる調査の実施を強く求めていかなければならないという話がありました。また、夏の参議院選挙に

日本維新の会公認で立候補予定の元フジテレビアナウンサー長谷川豊氏が2月に講演会で被差別部落をめぐって、「土農工商の下に人間以下の存在がいる」、「この穢多、非人は、性欲が強く、当然乱暴などを働き、十数人で集団で相手を襲う」、「プロの犯罪者集団だ」という差別発言を行った。これを受けて、部落解放同盟は日本維新の会馬場幹事長に抗議、長谷川氏は謝罪し、発言を撤回した。

松井代表はかばう余地なしとして公認を停止したことを報告された。(その後、本人が公認を辞退する)  
集会終了後、部落差別解消推進法の具体化を求めて鳥取県と秋田県選出の衆参国會議員十人への要請行動、法務省、農林水産省、厚生労働省、文部科学省での各省交渉が行われました。



## 部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会

# 山下貴司法務大臣に「部落探訪」の削除と

# 「差別禁止法」及び「人権侵害救済法」の制定を求める要請行動

「全国部落調査」復刻版差し止め

裁判の被告である鳥取ループ・示現舎は、ネット上において、「示現舎ガチな世界が読めるメディア」と称したウェブサイト「部落探訪」を公開しています。「全国部落調査」をもとにして、これらの都府県の未指定地区も含めて掲載しており、確信的に「部落を暴く」行為を行っています。結婚問題など部落差別が存在する現代社会において、身元調べ等



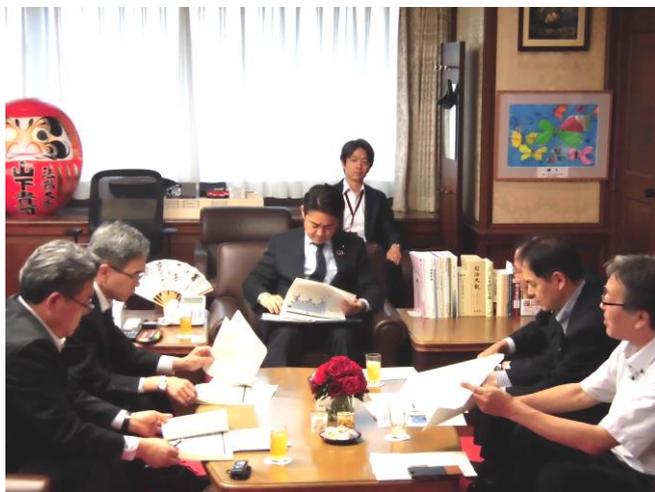
に悪用される危険性があり、差別を誘発し煽る行為が堂々行われていることは、到底許されるものではありません。このサイトの削除の要請を法務局に行っていますが、いまだに削除できていません。法務局に問い合わせても、本省に連絡している、削除要請したかどうかは、個別案件などで回答できないという対応をとっています。

この行為は、部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別の状況に変化が生じていることを踏まえ、2016年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の明確な違反行為です。

また、鳥取ループが作成し2009年9月から公開されている鳥取県大阪府、滋賀県等の同和地区の地図に悪用される危険性があり、差別を

誘発し煽る行為が堂々行われていることは、到底許されるものではありません。

このような現状を踏まえ、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会は、2019年五月二十二日夕



方、山下貴司法務大臣に対して当該ウェブサイトの内容の作成者及び管理者に対して、当該記事の削除を求めるとともに悪質な差別を禁止する「差別禁止法」、その被害者を救済する「人権侵害救済法」の早期制定を要請することになりました。

法務大臣への要請行動は、2016年の金田法務大臣以来、3年ぶり（大臣2回、副大臣1回、政務官1回、首相補佐官1回）となり、今回の要請書には加盟する構成団体の県内すべての自治体の首長及び団体長の公印をそろえ要請書を提出することとなりました。

要請行動には、組坂繁之解放同盟中央執行委員長も同席、法務省側は人権擁護局長、調査救済課長も同席しました。

石田市長（鳥取県実行委員会会長）から要請書が山下大臣に手渡され、参加者から鳥取ループの確信的差別行為に関する内容について説明が行われました。

山下大臣からは「現段階では、強制力を持った法整備が行われておら



ず対応に大変苦慮している。しかし、法務省としてもこのような行為は許されないし差別を助長する行為であると認識しているので早急に削除できるよう対応していきたい。また、法律の整備についてもしっかりと取り組んでいきたい。」という話がありました。今回の要請行動で削除や法の

整備が早急に進むとは思えませんが、私たちの思いが法務省及び山下大臣にしつかり届いたといえます。  
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊  
 (1ページからの続き)  
 さんから、裁判の現状と今後の方向について話がありました。  
 裁判は全国部落調査の発行・販売

2019年8月22日

部落差別を助長するウェブサイト「部落探訪」の削除要請について

貴団におかれましては、部落差別をいかにとどめるべきかという重要な課題について、御意見を伺い、大変感謝申し上げます。部落差別をいかにとどめるべきかという重要な課題について、御意見を伺い、大変感謝申し上げます。部落差別をいかにとどめるべきかという重要な課題について、御意見を伺い、大変感謝申し上げます。

鳥取県 伊予 郡長  
 倉吉市長 石原 太郎  
 八幡川町 吉野 英人  
 倉吉市長 西原 英典  
 八幡川町 吉野 英人  
 倉吉市長 西原 英典

鳥取県 伊予 郡長  
 倉吉市長 石原 太郎  
 八幡川町 吉野 英人  
 倉吉市長 西原 英典  
 八幡川町 吉野 英人  
 倉吉市長 西原 英典

鳥取県 伊予 郡長  
 倉吉市長 石原 太郎  
 八幡川町 吉野 英人  
 倉吉市長 西原 英典  
 八幡川町 吉野 英人  
 倉吉市長 西原 英典

県内全市町村長の公印・解放同盟・連合の代表者印をそろえた要請書

も含めて一切の公開の禁止、原告団へ総額二億七千九〇〇万円の損害賠償を求める内容で、被告原告双方が意見を主張する口頭弁論の後、現在弁論準備手続きが行われている。その後、裁判所が原告二四八人の中から一五人を裁判所に呼び、意見を聞く証人尋問が行われる。原告（弁護士）側、被告側、裁判長の三者で質問が行われる。それを受けて、来年春頃には東京地方裁判所の結審が行われる見込みである。

証人尋問が重要な鍵を握っている。彼らは、現在も「部落探訪」という題名で、全国の同和地区を訪ねそこにある神社や寺、墓地（墓石に書かれている名前）、地区内にある公共施設、共同浴場、改良住宅、道路の様子、周辺の風景、個人の住宅（門札の名前）等を写真や動画で公開し、さらに、過去・現在の主な職業や戸数、人口など差別を煽る文書とともに公開している。

鳥取県内においても「部落探訪」(46)、(48)前編・後編、(50)、(52)として県内5カ所の同和地



区を訪れた記事・写真が掲載され、その内容は部落差別を著しく助長するものとなっている。

鳥取ループ・示現舎は、「全国部落調査」をもとにして、これらの都府県の未指定地区も含めて掲載しており、確信的に「部落を暴く」行為を行っており、中には本人同意もなく被差別部落出身者の有名人を暴く行為も行っている。結婚問題など部落差別が存在する現代社会において、身元調べ等に悪用される危険性があり、差別を誘発し煽る行為が堂々に行われている。差別情報の削除に向けて、今回の裁判では何としても勝利を勝ち取らなければならない、という話がありました。